特定施設水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書

福島市水道事業管理者 様

給水装置場所 福島市

申請者名・建物名

指定給水装置工事事業者名

　　消防法令に定められる特定施設に水道法の適用を受ける水道直結式スプリンクラー設備

を設置するにあたり、下記条件を承諾いたします。

1. 当該スプリンクラー設備は消防設備士が設計し、その指導の下に福島市上下水道局指定給水装置工事事業者が施工いたします。
2. 配水管の断水(災害その他正当な理由による制限給水、水道管破損事故及び水道施設の工事等)又は水圧低下により、当該スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、福島市上下水道局は一切責任を負わないこと。
3. 当該スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の水道事業にその責を求めることのできない非作動に係る影響は、福島市上下水道局は一切責任を負わないこと。
4. 当該スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、当該設備は上記条件付であることを賃貸人に熟知させます。
5. 当該設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に継承するとともに、新所有者が変更届及び承諾書を提出します。
6. 当該スプリンクラー設備を介して連結している給水栓等からの通水状態に異常があった場合は福島市上下水道局指定給水装置工事事業者に連絡するとともに、当方にて処置いたします。
7. 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示し、関係者に周知いたします。

以上